コンタクトレンズ検査料に係る費用について

当院では、厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、コンタクトレンズ検査料１を算定しています。
コンタクトレンズ検査に係る費用は以下のとおりです。

項　　目	診療報酬点数
初診料	291点
再診料	76点
コンタクトレンズ検査料１	200点

※当院において、過去にコンタクトレンズ検査料が算定されている場合は、再診料を算定します。

※診療内容等により、お会計は変わります。

診療を担当する医師（眼科診療経験）

熊谷　あい（平成１２年～）

ご不明な点は、眼科スタッフにお尋ねください。

新城市民病院　院長